

4. 障害福祉サービス等

1) 障害福祉サービス等の概要	20
2) 相談支援専門員	20
3) 障害福祉サービス等の内容	21 ~ 23
4) 障害福祉サービス等の利用者負担	24
5) 障害福祉サービス等を利用するには …	25

4. 障害福祉サービス等

1) 障害福祉サービス等の概要

市では、「障害福祉サービス」「障がい児の福祉サービス」「地域生活支援事業」の三つの福祉サービスで、障がいのある人への総合的な支援を実施しています。

障がいのある人だけでなく、難病のある人も共通の福祉サービスを受けられます。

障害福祉サービスとは？

障がいのある人に対する必要な支援の程度や介護する人・居住の状況などをふまえ、個別に支給決定されます。

障がいがあることで一定の支援が必要な人に生活又は療養上の必要な介護を行う「介護給付」や日常生活や社会生活、就労に必要な訓練を行う「訓練等給付」に分けられます。それぞれ支給決定のプロセスが異なります。

障がい児の福祉サービスとは？

障がいのある子どもの活動の場として、療育や生活能力向上を図るためのサービスです。

保護者がお世話できないときの一時的な預かりのサービスもあります。

地域生活支援事業とは？

介護給付や訓練等給付などによる障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の状況に応じて、柔軟に実施できるサービスです。

また、サービスを「日中活動の場」と「住まいの場」に分け、障がいのある人が、必要に応じてサービスを選択し、組み合わせて利用できる仕組みとなっています。

※次の介護保険の対象になる人は、介護保険のサービスが優先されます。

- ・65歳以上の人
- ・40歳以上65歳未満であり、厚生労働省の定める16種類の特定疾病（26ページ参照）に該当する人

2) 相談支援専門員

相談支援専門員とは？

障がいのある人が本人の望む場所で「あたりまえの生活」を送ることができるためにはどうしたらよいのかを一緒に考える相談の専門家です。

こんな仕事をしています

- ・生活についての困りごとやどのような生活をしたいかなどの相談にのります。
- ・障がいのある人（子ども）やその家族と相談しながら、障害福祉サービス等や社会資源などの利用のお手伝いをします。（障害福祉サービス等利用にあたっては、サービス等利用計画等を作成します。）

3) 障害福祉サービス等の内容

①障害福祉サービス

訪問系サービス：在宅でヘルパーの訪問を受ける方法により利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護をします。
	重度訪問介護	重度の障がいのある人で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

日中活動系サービス：施設で昼間の活動支援を受けるサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	じりつした日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用型、B型は非雇用型。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

居住系サービス：入所施設などで住まいの場を提供するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介 護 給 付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、日常生活上の援助を行います。 また、必要に応じて、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	施設入所や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がいのある人が一人暮らしをする際に、定期的な訪問を行い、生活面での課題等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

②障がい児の福祉サービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
障 害 児 通 所 給 付	児童発達支援	就学前の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作等の指導や集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもに、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がいのある子ども（小1～高校生）に、放課後や長期休暇時に生活能力向上のために必要な訓練・社会との交流促進等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障害児であって、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが困難なものにつき、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

③地域生活支援事業

給付の 種 類	サービスの名称		内 容	利用者 負 担
地 域 生 活 支 援 事 業	相談支援事業		障がいのある人やその家族からの様々な相談に応じます。	なし
	移動支援事業		円滑に外出できるよう、移動を支援します。	費用の1割
	地域活動支援センター事業		創作的活動、生産活動等日中活動の場の提供、社会との交流の促進を行います。	費用の1割
	日 常 生 活 支 援	訪問入浴サービス事業	自宅で入浴が困難な重度の障がいがある人に、移動入浴車による入浴サービスを行います。	費用の1割
		福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器について、必要な人に無料で貸し出します。また、医療機関や公共施設への配備も行っています。	なし
		日中一時 支援事業	タイムケア 障がいのある子どもが安全で楽しい時間を過ごせる環境を提供します。	費用の1割
			日 中 シ ョ ー ト 家族等の都合により、日中に障がいのある人を介護できない場合に一時的に預かるサービスです。	費用の1割



4) 障害福祉サービス等の利用者負担

利用者負担は、所得に応じた負担になっており、ひと月の負担上限額が決まっています。
また、食費・光熱水費等がある場合は、実費負担となります。

利用者負担の仕組み

障がい者の利用者負担上限月額 (令和6年4月1日現在)

生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

※所得を判断する世帯の範囲は、障がいのある人とその配偶者です。

障がい児の利用者負担上限月額 (令和6年4月1日現在)

生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円
		入所施設利用の場合 9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

※所得を判断する世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳の世帯です。



家賃、食費、 光熱水費 (実費負担)

※居住系サービスについては、低所得者の人と生活保護世帯は収入に応じて、負担軽減があります。

利用者負担の軽減

- 同じ世帯に障害福祉サービス等を利用する人が複数いる場合や補装具費の支給を受けた場合、介護保険サービスを利用された場合などで、合算した額がひと月の負担上限額を超えた分は、申請により高額障害福祉サービス費等給付費、高額障害児給付費及び高額地域生活支援サービス費が支給されます。
- 65歳に至る前の5年間にわたり、居宅介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けられていた、市民税非課税又は生活保護世帯の方に対し、平成30年度4月以降の一部介護保険サービスの利用負担額(注1)を軽減します。
- 利用者負担の軽減を行わないことにより、生活保護の対象になる場合は、生活保護の対象とならない額まで軽減されます。

注1 介護保険サービスのうち、障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)の平成30年4月利用分以降の利用者負担額

注2 40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません。

5) 障害福祉サービス等を利用するには

①相談・申請

- ・必要なサービスを選び、市役所介護福祉課へ申請書類を提出します。
- ・相談支援事業所に相談のうえ申請することもできます。

②訪問調査

- ・申請受付後、調査員が全国統一の調査項目で心身の状態などの聞き取りを行います。

③審査・判定

- ・介護給付を希望される場合は医師の診断を受けます。そして、調査の結果に基づきコンピュータで区分（障害支援区分）が判定されます。更に、調査の時の特記事項や医師の診断書の意見をもとに、市の審査会で判定を行います。
- ・判定後、障害支援区分を通知します。

訓練等給付、障害見通所
給付を希望される場合

地域生活支援事業を希望される場合

④サービス等利用計画案の作成

- ・申請者が指定相談支援事業者と利用契約を結び、サービス等利用計画案等を作成し、市役所介護福祉課に提出します。

⑤認定・通知

- ・障害支援区分、申請者の希望や介護する人の状況、サービス等利用計画案等などをもとに、サービスの量などが決定されます。決定内容は、「支給決定通知書」で通知され、サービスの利用に必要な情報が記載された「受給者証」が交付されます。

⑥事業者と契約

- ・事業者又は施設に「受給者証」を提示し、利用する内容を確認したうえで、利用に関する契約を結びます。

⑦サービスの利用

- ・「受給者証」を提示してサービスを利用します。利用者は事業者又は施設に利用者負担金を支払います。